

令和8年定例監査実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）並びに令和8年監査基本計画に基づき、令和8年定例監査を以下のとおり実施する。

1 監査の対象

令和7年度における都の事務及び事業の執行全般を対象とする。

また、都の事務及び事業の監査に必要な場合、財政援助団体等が都の事務及び事業を都と一体として行っている業務等についても対象とする。

あわせて、令和7年度東京都財務諸表について、東京都会計基準に準拠して作成されているかを検証する。

2 重点監査事項

社会経済状況や事務執行上のリスク、監査対象局の特性等を考慮し、事業の重要度を踏まえ、経済性、効率性及び有効性の観点に基づく監査を一層推進するため、局ごとに事業（テーマ）を選定する。

3 監査期間

令和8年1月6日（火）から同年9月3日（木）まで

4 実施対象

実施対象は、各局の本庁及び事業所のほか、表に掲げる3団体とする。

なお、島しょ地域については、大島及び八丈支庁管内の事業所を対象とする。

（表）対象団体

団体名	所管局
株式会社はとバス	交通局
東京水道株式会社	水道局
東京都下水道サービス株式会社	下水道局

5 計画の変更等

監査の実施過程において、環境等の変化又は本実施計画に影響を与えるような事象があった場合、必要に応じて、監査対象等の追加、変更等を行う。

6 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、令和8年9月に行う。

7 実査日程

所管課	監査対象局	1月	2月	3月	4月	5月	6月
監査第一課	政策企画局					○	
	総務局					○	
	デジタルサービス局					○	
	主税局		○	○			○
	生活文化局	○					○
	スポーツ推進本部					○	
	中央卸売市場	○	○				○
	交通局				○		
	教育庁				○	○	○
	島しよ					○	○
監査第二課	子供政策連携室					○	
	財務局				○		○
	都民安全総合対策本部	○					○
	環境局	○	○				○
	福祉局					○	
	保健医療局					○	
	会計管理局						○
	水道局	○	○				○
	警視庁				○		○
	人事委員会事務局						○
	監査事務局						○
	議会局					○	
監査第三課	都市整備局				○		○
	住宅政策本部				○		○
	産業労働局					○	
	スタートアップ戦略推進本部					○	
	建設局		○	○			○
	港湾局				○		○
	東京消防庁	○					○
	下水道局	○					○
	選挙管理委員会事務局					○	
	労働委員会事務局					○	
収用委員会事務局					○		

※1 ○ : 実地監査実施月

※2 上記のほか、7月下旬に財務諸表監査を実施する。

令和8年定例監査における重点監査事項一覧

No.	局名	重点監査事項
1	総務局	公文書館における都民サービスの向上
2	財務局	財産情報システムの運用管理
3	デジタルサービス局	島しょにおける通信困難な状況の解消
4	生活文化局	都立文化施設の維持管理・更新
5	都市整備局	鉄道駅における人にやさしいまちづくりの推進
6	住宅政策本部	子育て世帯に配慮した住宅供給促進事業
7	福祉局	社会的養護の必要な子供たちの育つ環境づくり
8	保健医療局	東京DMATの整備
9	産業労働局	森林循環に向けた国産木材の活用促進
10	スタートアップ戦略推進本部	大学発スタートアップ創出への支援
11	建設局	中小河川の整備
12	港湾局	海上公園における水と緑のネットワークの創出
13	会計管理局	財務会計システムの管理運用
14	交通局	バス運転業務における安全確保の取組
15	水道局	給水管からの漏水防止対策
16	下水道局	流域下水道における雨水対策
17	教育庁	障害のある子供たちの教育環境におけるDX活用